

羽島市立中島小学校いじめ防止基本方針

令和7年度

はじめに

この「羽島市立中島小学校いじめ防止基本方針」（以下、「いじめ防止基本方針」という）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、同年9月28日施行。以下「法」という）の第13条、「羽島市児童生徒のいじめの防止に関する条例」（令和4年4月1日施行）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 一見「けんかやふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童が傷ついたり苦しんだりしていないか、周りの人が見ていていじめだと感じていないかということを確認、いじめに該当するか否かを判断します。

(2) 基本認識

本校の教育活動を通して、以下の認識に基づき、全教職員でいじめの防止等に取り組みます。

- ・ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・ いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる。
- ・ いじめは、教師・保護者・地域・児童が、常に見ようとしなければ見つけにくい。

(3) いじめの禁止

- ・ 児童は、いじめを行ってははいけません。

(4) 学校の構え

- ・ 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行います。
- ・ 児童一人一人を大切に、全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童がいじめについて主体的に考える環境を整えるとともに、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校づくりを大切にします。
- ・ いじめが解消したと即断することなく、いじめに関わった全ての児童の生命及び心身の保護のために継続して必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けます。

(5)保護者の構え

- ・わが子に愛情をもって接し、家族との絆をつくり、人に対する信頼感や倫理観、自立心を身に付けさせるよう努めます。
- ・いじめを正しく理解し、わが子に、いじめは絶対に許されない行為であることを教えるよう努めます。
- ・学校のいじめの対策等に協力するとともに、わが子の様子及び行動の変化をよく見て、いじめの早期発見に努めます。また、いじめの事実又は疑いがあると思われる場合は、学校や教育委員会、関係機関等に情報提供、相談するよう努めます。

(6)児童の役割

- ・自分と相手を同じように大切に思い、お互いに認め合います。
- ・いじめを防ぐためにはどうしたらよいか、自分たちで考え、活動に取り組みます。
- ・いじめを受けたり、いじめに気付いたりしたら、大人に相談するようにします。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1)安心して学び生活できる学級・学校づくり

- ・児童が主体的に学習に取り組み、仲間とともに学ぶ中で、「分かった、できた」という達成感を味わえる授業づくりを目指します。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が互いに認め合いながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営の充実にも努めます。
- ・教職員は個々の心の状態に寄り添う指導を心がけ、児童の言動の根底にある思いを汲み取ることに努めます。
- ・児童自ら、安心であたたかい学校にしたいという願いをもち、その実現に向けて児童が主体的に取り組むよう指導に努めます。

(2)生命や人権を大切にする指導

- ・児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等を育てるため、道徳教育の充実にも努めます。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをできる児童を育てるため、人権教育の推進にも努めます。

(3)すべての教育活動を通した指導

- ・自分は大切な存在であることを児童が自覚できるよう指導します。
- ・相手や仲間を大切にする気持ちをもてるよう児童に指導します。
- ・児童が自分の考えをしっかりともち、それを実行できるよう手助けをします。

(4)インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルについての授業を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防ぐために、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導、誹謗中傷等への適切な対応や情報モラル教育等について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。

- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画する児童間の話し合いやPTA・地域の方も交えた交流会など、自治的な活動の充実を図ります。

3 いじめ早期発見・早期対応

- ・「せんせいあのねアンケート」を実施し、一人一人の児童の悩みや苦しんでいること等の把握に努めます。また、アンケート結果をもとに、個別に相談をする時間（教育相談週間）を作ります。
- ・アンケート結果だけでなく、全職員が一人一人に声かけをしたり、表情や身辺の様子等を観察したりして、わずかなサインも見逃さないようにします。
- ・きめ細かい情報交換を日常的に行うようにします。また、スクールカウンセラー等による児童への関わりを積極的に進め、児童理解に努めます。
- ・一見いじめと関係ないと思われる児童間のトラブルの中に、いじめが潜んでいる可能性があることを忘れず、丁寧に子どもの気持ちを聴き、些細なサインも見逃さないようにします。
- ・いじめを発見したり通報を受けたりした職員は、速やかに他の職員（学級担任・教育相談主任・生徒指導主事・教務主任・管理職）に報告します。報告を受けた者は、速やかに管理職に報告し、管理職の指示により、学校体制で速やかに対応を始めます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、すべての教職員でその事実を共有し、指導する内容を共通理解し、解決に向けて動き出します。
- ・いじめた側、いじめを受けた側の保護者や関係機関と連携して、解決していきます。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たるように努めます。
- ・児童に関わる交流を毎週打ち合わせ後に行い、児童理解や生徒指導事案について事例から学びます。

4 いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4 月	・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・スクールカウンセラー相談日の周知 ※校内関係者によるいじめ防止対策委員会は4月当初から随時実施 ※週1回の打ち合わせで、児童の実態交流を年間通して実施 ・「せんせいあのねアンケート」、教育相談の実施	「方針」の確認
5 月	・「せんせいあのねアンケート」、教育相談の実施 ・第1回学校運営協議会 ・「中島小いじめ0宣言」の周知と各学級の取組確認	
6 月	・インターネットモラルの授業 ・いじめ防止対策委員会	
7 月	・第1回「学校評価アンケート」 ・「せんせいあのねアンケート」 ・子どもの権利条約の学習と学級憲章の作成	県いじめ調査①

	・ 個人懇談 ・ 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	
8 月	・ 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会）	夏季休業中の指導
9 月	・ 「せんせいあのねアンケート」、教育相談の実施 ・ 第 2 回学校運営協議会 ・ 学校だよりによる学校評価等の公表	
10 月	・ 「せんせいあのねアンケート」、教育相談の実施	
11 月	・ 「中島小いじめ0宣言」の確かめと「ひびきあい活動」の取組 ・ 第 2 回「学校評価アンケート」 ・ 第 3 回学校運営協議会	
12 月	・ ひびきあい集会 ・ 学級憲章の振り返り ・ いじめ防止対策委員会 ・ 希望懇談	冬期休業中の指導 県いじめ調査②
1 月	・ 「せんせいあのねアンケート」と教育相談の実施 ・ 職員会（今年度のいじめ防止対策の取組の振り返り） ・ 教職員による次年度の取組計画	
2 月	・ 「学級憲章」の振り返り ・ 第 4 回学校運営協議会	
3 月	・ 職員会（次年度の方向）	県いじめ調査③

※SCと協力し、「SOS 出し方教育」の授業を全学年で実施

5 いじめ防止対策委員会の設置

（法第 22 条より）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置します。問題状況対策に応じて、必要な構成員で組織します。

学 校 職 員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、
養護教諭、学年部代表、特別支援教育コーディネーター
学校職員以外：PTA 会長、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、
いじめ・不登校等対策専門員、暴力行為等防止支援員
から状況に応じて依頼する。

6 いじめの問題発生時の対応

(1) 初期対応

- ① いじめが生じた際には、担任をはじめ学校職員で事実確認を正確かつ迅速に行い、いじめに関わる情報について、きめ細かな状況把握を行い、組織的に対応します。
- ② アンケート調査や本人からの訴え、当該保護者からの訴え、担任による発見など、あらゆる方法を使って情報の把握に努めます。
- ③ いじめを把握した場合は、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先として、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行います。
- ④ いじめ対策委員会を設置し、解決に向けた対応及び指導の見通しを立て、組織的に対応します。

【対応の重点】

- ・いじめがあるのではないと思ったら、特定の教職員で抱え込まず、すぐに情報を共有し、丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめがあると確認できた、あるいはいじめではないかと疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いのある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保することを第一に考えます。その後、複数の教職員や関係者で情報を集め、素早く対応します。
- ・いじめの事実がある場合、いじめた児童といじめられた児童の両方の保護者に事実を伝え、保護者と協力して児童の指導にあたります。また、教育委員会に事実と指導の方向を報告します。
- ・保護者と協力して指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自分がしたことを心から反省する指導を行います。
- ・いじめに関わった全ての児童について、保護者と連絡を取り合って、学校と家庭で協力して注意深く見守り、安心して学校生活が送れるようになるまで指導を続けます。そして、同じことが二度と繰り返されることがないように、二次被害や再発防止に向けた取組を継続的にを行います。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る）
- ④いじめを受けた児童のケア（必要に応じて外部の専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた児童への指導（背景を十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた児童及び保護者からの謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な指導

(2)「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、インターネットを通じた事案で不特定多数に広がる可能性が認められるときについては、以下の対応を行います。

【主な対応】

- ・羽島市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、学校いじめ防止等対策推進会議を機能させ、事実関係を明確にするための調査にあたります。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、羽島市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに羽島警察署生活安全課に通報し、適切な援助を求めます。
- ・いかなる場合においても、本校全ての児童及び保護者の人権を守ることにについて、第一に優先させます。

(3) 事後の対応(継続的な指導)

- ・いじめの事案が解決した後も、再発したり新たないじめが起こったりする場合があることを想定し、事後の見守りを継続的に行います。
- ・いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保に努めます。また、いじめたとされた児童が逆に周りから疎外される可能性もあるため、双方の状況を見守ります。
- ・児童の状況に応じて、スクールカウンセラー等による相談活動を行います。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取り扱い

いじめによる重大事態に発展した場合は、調査資料として重要になることから、アンケート調査等の結果は5年間保存します。